

2018-3

コモンズ論から考える「公共性」

中村 隆之

2018年2月

コモンズ論から考える「公共性」

中村隆之

2015年度、青山学院大学経済研究所の助成を受け、ワークショップ「公共性とその限界」を、中村隆之（経済学史）、高嶋修一（日本経済史）、永山のどか（西洋経済史）をメンバーとして設立した。一年目の暫定的な研究成果は、ワーキング・ペーパー「経済学から考える「公共性」」として公表した。そこで中村は、次のように述べた。

自身の私有財産を私的利益のために最大限活用することで、資源と知識が最もよく利用され、一般的利益が増進されるのであれば、「私有」財産権制度でよく、「私的」利益追求でよい。だが、そうならないのであれば、資源と知識を有効活用するために別の方法が必要である。自分の所有物だから、最も有効に活用する方法を見出すだろうという話が通用しないとすれば、資源と知識をどう活用するかを財産保有者である個人に委ねるのではなく、別のもっと有効に意思決定できる主体に委ねるべきである。

その決定は、単純に私的なものではないが、合理的計画者という上位の立場から命令されるものでもない。活用すべき資源と知識の利害関係者たちが関与・参加して、意思決定がなされる。この「我々のものを、我々がどうするか決める」というプロセスつまり「自治」のプロセスに、経済における「公共性」がある、と私は考える。

(2015年度成果報告ワーキング・ペーパー, 3-4 ページ)

そして、この「自治」が成立する条件を探求するのが、今後の課題であるとした。ワークショップの2年目にあたる2016年度、テーマを「「公共」の動態的原理の解明：制度と歴史の観点から」とし、先に述べた課題に取り組んだ。具体的には、「自治」のあり方を探るためにコモンズに関する研究に力を入れた。2016年度は4回、外部講師を招いてワークショップが開催されたけれども、うち2回はコモンズに関する研究についてであった（各報告の内容紹介は後述）。

本ワーキング・ペーパーでは、コモンズ論を土台にして、それをいかに「公共性」論につなげることができるかを述べ、ワークショップの成果報告としたい。

I コモンズ論から考える「公共性」

1. 「コモンズの悲劇」と共同管理の可能性：ハーディンとオストロム

コモンズ論の原点は、ギャレット・ハーディンの1968年の論文「コモンズの悲劇」であ

る¹。コモンズとは、「利益享受者のすべてがルールを守り、節度ある利用と必要な維持管理を行うならば資源から各人が大きな利益を得ることができるけれども、少数の利用者が近視眼的な自己利益の追求を行うならば容易に破壊される性質を有する財」である。通俗的な解釈では、共同利用という形態では各人の利益追求の結果、資源が過剰利用となり、持続的な利用ができなくなるとされ、資源を効率的・持続的に利用するためには、私有化して共有による外部不経済を遮断するか、あるいは公有によるルールの強制が必要とされる。

コモンズ論は、この通俗的なハーディン・モデルに対する反論という形で展開された。コモンズの維持管理に関して、利用当事者たちの共同管理が、私有化・公有化よりも有効である可能性があるとして、その経験的証拠を提起したり、理論的根拠を突き詰めたりした。この理論面で最も大きな成果を上げたのが、エリノア・オストロムである²。

オストロムは、資源を地域コミュニティが共同で所有し、共同で管理する仕組みが効率的・持続的に機能する理由を、次の三点に求めた。第一に、地域コミュニティは繰り返しゲームのプレイヤーとして、互いに協調行動をとる信頼関係を醸成することができること。第二に、地域コミュニティは当事者として資源の現場にいるため、ルールを守らせるための相互モニタリングをコストをほとんどかけずに行えること。第三に、地域コミュニティは当事者としてルールの形成に関与しているため、彼らの自治によって状況に合わせてルールを適切な形に変更できること。これらの理由によって、集権的なルール強制よりも、コミュニティによる共同管理の方が資源効率上、有利になりやすいのである。そして、オストロムは、コモンズを共同管理している実際の事例を数多く調べ、上記のような信頼・相互監視・自治の仕組みが低コストで機能していることを明らかにしたのである。

2. コモンズ概念の都市への拡張：開かれた共同体への可能性

オストロムを中心とするコモンズ研究は、各個人の自己利益の最大化を前提にしつつも損なわれやすいオープンな資源がいかに管理されるかを問うている。一方、入会を共同で守ってきた日本の経験を基礎とする日本のコモンズ研究は、共同体における利他性・協調性を前提としつつ、それが地域の自然と人間の再生産のために有効に作用してきたこと（エコロジーの観点）を強調する³。北米型と日本型は、研究の位相が異なると言えるだろう。コモンズ論を通じて経済学における「公共性」への理解を深めたい本ワークショップの目的からは、どちらからも有益な示唆がある。本節では北米型のコモンズ論から得られる視

¹ Hardin, G. (1968), "The Tragedy of the Commons", *Science* 162, pp.1243-8.

² Ostrom, E. (1990), *Governing the Commons: the Evolution of Institutions for Collective Action*, Cambridge University Press.

³ 三俣学他編 (2010) 『ローカル・コモンズの可能性』 ミネルヴァ書房。

日本型のコモンズ論の位置づけを研究史を踏まえて整理した文献として、間宮陽介・廣川祐司 (2013) 「コモンズ研究の軌跡と課題」 間宮・廣川編 『コモンズと公共空間』 昭和堂、第1章。

点について述べる。

北米型のコモンズ論の考え方を、自然資源から都市の景観等に拡張する試みがある⁴。都市には入会のような所有形態（「総有」と位置づけられる）はなく、土地は基本的に私有財産であるが、土地の利用については法的・慣行的な制約を伴い、その制約によって景観等が維持される。従って、都市の景観をコモンズと理解することは、第1節で説明したコモンズの意味に照らして、全く無理のない話である。

コモンズ論を都市に応用する際の最大の難関は、都市の開放性にある。自然資源の効率的な管理としてのコモンズ論は、管理する当事者たちが信頼関係を持ち、現場での相互監視が行われ、管理ルールをよい形に変えていけるからこそ、公有と法的強制による管理より優位になるのであった。つまり、コモンズの共同的管理には、ある程度見知ったメンバーの共同体が前提となる。よって、メンバーが入れ替わり、メンバー同士の関係も密ではない開放的な集まりである都市の住民たちは、自然資源を共同管理するような密な共同体を形成しにくいのである。

日本においてコモンズ論を都市に応用しようとする高村学人氏は、資源システム（持続的な利益を引き出すことができるストック）の維持管理に携わる人々への適切なインセンティブがあれば、自然資源と同じようなコモンズの管理を行う可能性がある⁵と論じている。既存の住民自治組織のなかで熱心に活動する少数の人々を、その活動によって利益を得る多数の住民たちがシンボリックな承認を与えることによってである。社会性を切断する金銭的交換（労務提供とその対価）ではなく、金銭的な授受があるとしてもそこにわずかな感謝の表明という意味が付与されるような関係を作るのである。

このように形成された評価空間が、都市型のコモンズを支えるという議論は、経済学における「公共性」を考える上で大変に示唆的である。昨年度のワークショップの成果報告において、経済学における公共性を論じる視角として、市場という評価空間を挙げていた。

スミス『国富論』は、各人が自身の経済的利益を追求することを肯定したけれども、経済的利益の獲得は公正な市場における買い手の評価を通じてなされなければならない。自身の生産物が買い手に「値する」と評価されて、初めて自身の利益が得られる。日々、値するものを他者に提供し、さらに他者の生み出すものを値するかどうか評価している世界に生きている以上、人々は評価の公正さに関心を持つ。公正に評価されたいし、公正に評価したいと考える。こうした個々人の意志に支えられた市場経済は、政治的討議空間と同様に、公正な競争ルールに支えられた相互評価空間、つまり公共的空間をなしている（2015年度成果報告ワーキング・ペーパー）

⁴ 高村学人(2012)『コモンズからの都市再生』ミネルヴァ書房。

五十嵐敬喜編(2014)『現代総有論序説』ブックエンド。

⁵ 高村（前掲書）、第7章。

都市型のコモンズ論から得られることは、共同の利害であり、共同の関心事である何か—これが「公共」の議論の対象—を守っていく土台に、それを評価する仕組みが必要であるということである。それは、コスト・ベネフィット分析のようなオフィシャルな評価ではなく、人々が価値ある何かを感じ、それを評価していることを表明できる回路があるという点が重要である。

3. 日本型のコモンズ論：再生産と価値観形成としての自治

次に、日本型のコモンズ論から学ぶ点について述べよう。先述のように、日本型のコモンズ論は利他的・協調的な共同体が自然資源の再生産（持続可能な資源循環）を支える管理をしてきたことに注目する。但し、すべてがうまくいっているわけではない。入会林野を保つことによる住民たちの実質的な利益が縮小し、かつ新しい住民も増えていくなかで、自然資源を守るための実際的な労務提供が難しくなり、かつてのシステムが存続していけるかが問われている。

かつての入会管理の仕組みが壊れそうになったとき、その仕組みが何を基礎にしていたのかが現われてくる。かつては入会管理に労務提供することは「当たり前」であったが、新しい住民にはそうではない。となれば、新しい住民に参加してもらうために、価値がある者であることを理解してもらわなければならない。こうした事態に直面したとき、かつての密な共同体における入会管理は、何を大事なものとするかという価値観を実践のなかで確かめ合い、学習していく場であったことが分かる。実際に自治的な活動に携わることによって価値観が学習・形成されていくという点こそ、北米型のコモンズ論にはない、日本型のコモンズ論から学ぶべきポイントである、と私は考える。

4. 経済学における「公共性」：コモンズ論から学んで

自然資源の維持管理を対象とし、密な共同体を活動メンバーとすることをベースにしたコモンズ論は、流動性の低い密な共同体から、流動性の高い開かれた共同体（都市）へと、対象と主体を拡張して適用される。それは活動を承認するレベルでの評価空間を形成することによって、可能となるのであった。これは北米型のコモンズ論—自己利益の最大化を図る個人を前提にしつつ、フリーライダーを生み出しがちな共同資源の効率的管理が行われる条件を問う—の延長から得られたものである。

この評価空間こそが「公共性」を支える土台となる。それはコモンズの管理を超えて、さまざまな「公共性」に関する議論に適用される。つまり、多くの人の利益となり、多くの人が関心を持つ事柄について、それをうまく管理したり、育てたりするためには、そのような活動を理解してくれる人々がいて、さらにその評価を表明する仕組みが必要なのである。

日本型のコモンズ論から学ぶことのできる価値観の学習・形成という点も、「公共性」を支える土台として位置づけることができるだろう。公共性とは、多くの人の利益になることという意味ばかりでなく、それに関心を持ち、どうするかに関与するという政治空間・自治活動の側面を持つ。それは自立・孤立した個人ではなく、議論を経て己を変容させることもあり得るような人間像を前提とする。隣の人と議論して、説得したり、説得されたりする。また、先人の知恵を学び、継承したり、批判して乗り越えたりする。そうした政治空間・自治への参加なしには、何を大事と考えるかという価値観自体が生まれない。

こうした政治空間・自治活動への参加は、幸福な生き方にとって不可欠なものである。社会のなかで生きる以上、孤立して私的消費を充足すればそれで幸福であるということはない。けれども、現代に生きるわれわれは、大きなレベルであれ、小さなレベルであれ、政治空間・自治活動に関わる機会が少ない。かつての絆の強い共同体から、利益で結びついた社会、無名の大衆社会へと変化してきている。そして、どんなに充実した生き方のために社会性が重要であると言われても、拘束と監視の側面が強い共同体に戻りたいとは思わない。

何を大事と考えるか、その公共的な議論に実践的に参加する必要があるけれども、自由な主体である都会の近代的な個人にとっては、それは敷居が高く、また束縛性が強いものである。「公共性」論は、手前勝手な理想（市民的理性とか公民的な徳とか）を並べるのではなく、この現実在即して論じていく必要がある。そして、今回、コモンズ論を通じて学んだことから、「公共性」に関してできることを引き出すとすれば、次のようになるだろう。

われわれ（都会的で束縛を嫌う個人）は、「公共」のために多大な犠牲を払うような徳を持った生き方はできない。だが、「公共」の利益には関わりがあり、関心もある。だから、公共性のフィールドで熱意を持って活動する人がいて欲しいと思っている。今はいて欲しいと思っているだけで、何もしていない。だが、それを支援する仕組みがあり、何を支援するかを考えて、選択することができるのであれば、年に数時間程度はそのために考えてもいい。一般の人々の選択能力など、何も経験のない現状ではたかがしれている。けれども、選択する経験は、もしもその選択がその人の関心事であるならば、選択能力を向上させる。「公共性」を絵に描いた餅にしないための第一歩は、このささやかな評価空間の制度化である。この制度の上こそ、閉鎖的な共同体を超え、開かれた共同体における公共的活動が存立可能になるであろう。

II ワークショップの概要

2016年度に開催した4回のワークショップについて、その概要を講師の先生におまとめ頂いたので、記録として留めておく。

1. 栗田啓子氏「社会教育としての住居論-大正期日本における小住居・アパートメント・田園都市の思想と実践-」（2016年11月24日）

はじめに

本報告では、一般には「公共性」の対極に位置づけられる私的空間としての「住居」をめぐる考察から、公共性の問題を逆照射したいと考えている。住居は生活の根拠を提供することによって社会を具体的に成立させる機能を持っており、その形態の変化は、家族形態の変化だけでなく、社会の変容を写し取り、あるいは導くものだからである。その意味で、住居は「日常生活をめぐる啓蒙」（祐成、2008、副題）の舞台なのである。

検討対象は、森本厚吉（1877-1950）のアパートメント論、西村伊作（1884-1963）の小住居と田園都市論、そして、それらに先立って内務省地方局が明治40年（1907年）に初版を出版した『田園都市』である。これらを素材として、日本における都市・住居の近代化が何を目指し、どのような特色を持っていたのかを考察することにしたい。本稿の第一の目的は、彼らの住居に関する思想と実践が新しい生活スタイルのための社会教育の手段だったことを示すことである。さらに、その新たな生活スタイルという私的空間を許容する「公共性」の内容を明らかにすることを第二の目的とする。

1. 社会教育のツールとしての住居

「大正時代の都市住宅改良運動の起爆剤」（長内、2013、p.62）と評価される『田園都市』を見ると、都市・住宅論が近代国家の国民を育てるという主体形成機能を担わされてきたことがよく理解できる。20世紀初頭の日本における田園都市論を主導し、この『田園都市』の刊行を指揮したのは、当時内務省地方局府県課長だった井上友一（1871-1919）である。井上は、1900年の第5回パリ万博の際に開催された「万国公私救済慈恵会議」に出席した後、ほぼ1年にわたり欧米各国を歴訪しており、欧米の先進的な取り組みに学びながら日本の社会事業を改善することを自らの使命と考えていた¹。彼は欧米と日本の「都市農村の経営」を「民育及経済の各方面」から比較検討することによって、自立的な国民、すなわち、「良民」を育成する方法を探ろうとしたのである（『田園都市』p.2）。

それらの方法の中でも、「良民を作るの途は、先づ家庭改良するにある。家庭の改良は亦実に住居を斉えるを以って第一義とする」（『田園都市』p.77）というように、家庭、さらには住居が重視されており、住居は社会改良の具体的な手段と位置づけられた。だからこ

¹ 大月 2007、pp.66-67

そ、『田園都市』は大正期の都市・住宅改良運動と結びつくことができたと言える²。

とはいえ、大正期に入ると、「官制」の住宅改良運動だけでなく、西村や森本に代表される、個人としての生活を優先させる民間の運動が現れてくる。西村は「私は経済的、社会制度の理想はあまり持ちませんが、住居の様式生活の、方法で、何か改革して見たいと云う心が多いのです。」(西村 1919、p.253) というように、社会への視点を欠落させているように見える。だが、森本が東京文化学園(1927年)、西村が文化学院(1921年)を創立し、ともに既成の枠にはまらない教育を目指したことを考えると、彼らにとっても、住居が社会教育のツールと意識されていたと言ってよいと思われる。

実際、西村や森本が住居を提供しようとした対象は、新しい社会の担い手に他ならなかった。彼らは、「現代人を代表するものは中流生活者であり、現代人の理想を論ずるのは、貧民の要求でもなく、貴族の我儘でもありません」(西村 1920)、「中流階級、即ち資産に依らずして自分の精神的或は肉体的労働に依って家族の生活を支え、現代科学の示す合理的生活を営むに足る所得を受くる人たち」(森本 1925、pp.238-9)と、上流階級と下層階級を仲介し、階級対立を緩和する存在としての中流階級に期待を寄せたのである。この中流階級は経済的な分類にとどまるものではなかった。「現代の我々はただ日本人である許りでなく、世界の人、文明国の人間」(西村 1920)であり、「人間の少数者でなく其の大多数者も文化の恩恵を受くべきものであると云う自覚に活くる所に其の特色がある」(森本 1925、p.241) というように、グローバルな視点を持ち、文化的に生きる人間なのである。それでは、そのような新しい人間類型を可能にする住居や住まい方はどのようなものと想定されたのだろうか。

2. ライフスタイルと「公共性」

19世紀末から20世紀初頭における欧米の都市・住居論の大きな特徴は、生活の合理化という技術的な側面と近代家族の形成という道徳的な側面を併せ持っている点にある³。大正期日本の都市・住居論も驚くほど同じような構造を示している。

まず技術的な側面については、「消費経済学」を模索した森本が住居に工場のアナロジーを応用しながら、つぎのように、合理的な生活という視点からするとアパートメントが優位性を持っていると主張している。なぜならば、共有の現代的設備を利用して、「生活標準」とともに「生活能率」を向上させることができるからである(森本 1925、p.262)。

² 大正期の都市・住宅改良運動の代表例としては、1916年に設立された住宅改良会の活動や1920年に組織された「生活改善同盟」住宅改善部会(委員長東京帝国大学教授佐野利器)、西村伊作も審査員を務めた住宅設計競技(1921~22年)、1922年に日本建築協会が大阪箕面桜ヶ丘で開催した住宅改造博覧会などが挙げられる。

³ フランスの都市・住居論の特徴については、エンジニア・エコノミストの事例を分析した栗田(2006)を参照されたい。

「消費も一種の経済行為である以上、それを合理化して生活を充実させるには、やはり生産と同様に、機械力と合同力を利用しなければなりません。そして経済進歩のこの原則を日常生活に充分適用するには、アパートメント式の住宅が基本とならねばなりません。」(森本「文化アパートメントの生活」)

道徳的な側面の重視は、労働と家族生活の場が分断されるにつれて、「自宅で過ごす」効用が評価され始めたことに呼応している。もっとも、その第一義的な理由は、『田園都市』が労働者に「清心和楽の家庭を組織せしむる」(『田園都市』p.20) ことを住宅改善の目的としたように、社会の基盤に「健全な」労働者家庭を必要としたからである。その一方で、家庭の重視をさらに徹底することによって、「上からの」住宅改善運動を突き破ったのは、小住居を提唱した西村伊作である。彼は、ポーチから直接居間に入るバンガロースタイルを推奨しているが、大きく区切られた複数の機能を持つ部屋はコストを削減するだけでなく、家族がともに過ごす時間を保障するからだった(西村 1920)。しかし、西村が理想とした「愉快に、快活に、そして野卑でない生活、趣味ある生活」は、もはや工業社会に吸収される家庭生活ではなく、それと対峙しうるライフスタイルだったのである。

おわりに

大正期の都市・住居改良運動に先立つ『田園都市』が、国家の視点を貫徹させていたことは否定できない。しかし、そこで育成しようとしたのは国家に従属する臣民ではなく、国家を自立的に支える良民だったことを確認しておきたい。都市・住居という生活の視点が軍事的な視点を上回っていたのである。

大正期に入ると、生活に関する旧来の価値観を打破しようとする西村や森本のような実践を伴う「下からの」改良運動が力を持ってくる。そこで追究されたのは、合理性、個人主義、快適さ・楽しさだった。この変化の要因を大正デモクラシーに求めることができるのか、あるいは、工業化の進展に伴う経済水準の上昇に求めることができるのか、については今後の研究課題だが、いずれにしても、都市・住居論が「公共性」と無関係に成立しないことは確かである。

参考文献

- 大月俊雄(2007)「まちなみ図譜・文献逍遙」(其ノ七 『田園都市』)『家とまちなみ』
2007年9月号、pp.66-71
- 長内敏之(2013)『「くにたち大学町」の誕生-後藤新平・佐野善作・堤康次郎との関わりから-』けやき出版
- 栗田啓子(2006)「世紀転換期フランスの企業パートナーリズムと住宅政策-エミール・シェイソンの労働者都市と田園都市構想-」東京女子大学社会学会紀要『経済と社会』第34号、pp.37-60

祐成保志 (2008) 『<住宅>の歴史社会学 日常生活をめぐる啓蒙・動員・産業化』新曜社

内務省地方局有志編纂 (1909) 『田園都市』博文館、明治 43 年 (近代日本社会学史叢書編纂委員会 (代表川合隆男) 編『近代日本社会学史叢書』第 41 卷、龍溪書舎、2010 年) 引用では『田園都市』と表記する。

西村伊作 (1919) 『楽しき住家』警醒社、大正 8 年 (内田青蔵編『住宅建築文献集成』第 1 卷、柏書房、2009 年)

_____ (1920) 「文化生活と住宅」大阪毎日新聞、東京日日新聞、1920 年 (大正 9 年) 8 月

森本厚吉 (1925) 「通常會講演録 社会経済から見た中流アパートメントハウス」『建築雑誌』471 (1925 年 1 月 14 日) pp.1-32

_____ 「文化アパートメントの生活」東京文化学園サイト

2. 伊丹一浩氏「フランス南東部山岳地ブリアンソネにおける地域資源管理と上位権力（14世紀～20世紀）」（2017年1月11日）

本報告は、フランス南東部山岳地ブリアンソネにおける地域資源管理と上位権力との関係を14世紀から20世紀までの歴史的展開の中で跡づけることを目的とする。

ブリアンソネはイタリアとの国境付近、アルプ山脈の西端に位置する。パリから見れば周辺部にあたる。高標高地にあるがために自然環境は厳しく、地形は傾斜に富み、気候は乾燥が卓越する。条件最不利地といえる地域である。農業においては、夏季高地放牧地を利用した畜産経営（ヒツジやウシ）が盛んであった。中心都市ブリアンソンは交通の結節点であり、市場が開設され、中世に繁栄を見た。18世紀初頭に付近に国境線が引かれ、その頃からは軍事的拠点としての役割を果たした。

政治的にはドーフィネ公の支配下に置かれていたが、1343年の憲章によりエスカルトンと呼ばれる自治的な制度が認められ、ドーフィネのフランス王国併合後も継続した。1789年のフランス革命でこうした制度は特権と見なされ廃止され、以降、フランスの中央集権的な国家制度に統合されていくことになる。

ブリアンソネの主要な地域資源としては森林、牧野、灌漑用水を挙げることができる。これらは自然や季節のリズムの中にある具体物として地域住民の生活の再生産のために利用されていたが、同時に上位権力による介入の契機も存在した。

森林については、エスカルトンの時代には地域住民が自律的に管理していたが、18世紀より、軍や都市建設に向けた用材供給源としての役割が求められ、王権による介入が強化されようとした。革命期にコミュン林は国家の管理下におかれ、1827年の森林法典が、そうした傾向を助長した。革命前には自律性を保持していた地域の公共が、近代には国家の管理下に置かれたのである。

19世紀中葉からは、国家的資源としての意義にかわり、その荒廃が溪流氾濫の原因として問題視され、災害対策の意義が強調された。新たな公益がクローズアップされたのである。国レベルでの公共性と具体的生活の持続を背景にした地域レベルでの公共性とが複層する構造が立ち現われてきた。住民の生活の必要と対立する側面を孕みながらも、それを調整するべく、国家と地域の主体性との間で、インタラクティブともいえる形をとりながら関連法をめぐる議論が展開し、制度構築・改正がされていった。

牧野に関しては、多くが共同地であったため、利用料金や放牧家畜頭数に関わる規則が地域住民によって定められ、それに基づく管理がされていた。森林とは異なり、国家的な資源とはされておらず、地域による公共性が尊重されていた。しかし、19世紀中頃からは、山岳地荒廃問題との関連で、公益の名のもとに国家の管理が入るようになる。流域レベルでの災害対策が重視され、国家による公共性の実現と地域による牧野の具体性保持との摩擦が顕著なものとなった。

灌漑用水に関しては、受益土地所有者が自由意志で集まり結成する組合により施設管理

や配水がされていた。行政に対して施設修繕への補助申請が出されたり、1845年法、1847年法による施設整備に関する制度的支援が存在していたが、1888年法の制定までは国の関与は強くなく、住民のイニシアティブのもとで管理運営がされていた。

ただし、不同意土地所有者への参加の強制を行いうる許可組合の設立を可能とした1888年法は、食料生産を公共に関わる事柄として位置づけつつ、市場経済へのさらなる対応、施設の近代化や規模拡大、生産力増大への支援を志向する行政の介入強化に繋がるものであった。

ブリアンソネでは、エスカルトンの時代には、住民のイニシアティブのもとで地域資源の利用、開発、管理がされていた。地域の公共性を担うものとして住民が大きな自律性を保持していたのである。ただし、森林に関しては他に比べて早くから国家レベルの公共性を担う上位権力による介入・管理の動きが見られた。牧野については19世紀半ばに災害対策という公共性実現との関連が、灌漑については19世紀後半から食料生産を公共として位置づける動きとの関連が、それぞれ浮上してきた。ここから国家による公共性と地域の公共性との間に相克が生じ、後者を圧迫する傾向が、とりわけ森林・牧野においてあらわれた。とはいえ、やがて調整に向けた動きが両者間で展開し、関連制度に軋轢緩和措置が組み込まれていく。ここに公共の重層性を検出できるとともに、これら複数の公共性間の介入、抵抗、調整といった相互作用的関係の動態を見出すことができるのである。

本報告で見たエスカルトンの時代における地域住民の自律的な公共性のあり方から、現代とは異なる可能性が我々に拓かれていることを改めて認識できるであろう。そして、18世紀以降の国家による公共性の拡大、地域の公共性との軋轢と調整、それら動態的メカニズムの把握により、よりよい形での地域資源管理のあり方や公共性実現の将来展望を描くことが可能になるであろう。

3. 三俣学氏「環境資源と公共性—コモンズ研究からのアプローチ」(2017年1月30日)

市町村の広域合併と財産区

日本の入会林野をめぐる政策の歴史的展開と現状を垣間見ることは、公共あるいは公共性という言葉や概念の持つ危うさを理解する上で大きな助けになる。集落（多くは明治以前の村）を単位として自然を共有、共用する仕組みは、入会（いりあい）と呼ばれる。その共有、共用形態は、住民の転出・転入、対象資源の持つ価値の変動などにより変質を遂げてきた。最も大きな変容が迫られたのは明治、昭和、平成の市町村合併であった。入会林野の一部には、市町村合併により「財産区」という公的性格を付与された形で継承されたものが日本には散在している。

財産区制度は、名目上、合併後の新市町村の監督を受ける一方、実質的には、合併以前の旧村落が旧村財産の管理・運営・処分を行う制度で、その歴史的起源は明治22年の市制・町村制に遡る。合併以前の旧村落が単位となって登記できる道があれば、そのような「実質・名目」のズレ（＝問題となる火種）は生じなかったのだが、なにより町村合併を進めたい為政者はその道を開かず、その場しのぎの方便を使って財産区制度を創設した。結果、明治の為政者らが財産区を暫時、新市町村財産に編入されていくものとみたのは大誤算であり、明治・昭和・平成の合併でもこの財産区制度が大きな問題となり続けた。次に見る愛知県豊田市稲武13財産区問題はその本質をよく物語るものである。

平成17年に豊田市に合併した旧稲武町は13地区から成りそれぞれには旧村落を単位とする入会林野が代々引き継がれてきた。稲武町制下で13地区はそれぞれ自治的管理を独自に行ってきた。たとえば、人工林から得られる収益は、人工林施業費に留まらず、各13地区の自治活動の財源として使われ、共益増進が図られてきた。この実現を図るべく歴史を通じ、施業管理もまた集落総出の無償労働（お役と呼ばれる）によって支えられてきた。ところが合併直後、「財産区は従前通り」と記した合併協定書に反し、豊田市は、財産区から上がる収益に厳しい用途制限（森林整備のみに限定）を行った。その理由は、稲武地区だけが同市からの自治区への補助金に加え、財産区収益を得ることは二重補助にあたり、「市としての一体性を欠く」という点が示された。その結果、13地区は収益用途の自由裁量がなくなることで、管理施業の根幹をなしてきた「森林そのものへの自治意識」を喪失する危機に陥ってしまった¹。

問い直すべき公共の意味

平成28年度現在、稲武地区の人口は2461人で豊田市の全体の人口のわずか0.6%しか

¹ 紙幅の制約上、同地の財産区係争の経緯、顛末の詳細については割愛する。三俣・齋藤（2016）を参照されたい。

い。一方、一人当たり森林面積は 3ha 強あり、豊田市域平均 (0.15ha) の 20 倍もの面積に及んでいる。豊田市中心部と岐阜県、長野県の県境に位置する稲武地区の両者が同じ豊田市となったことで、稲武の財産区の森に付与された「私たちの山」の持つ意味が一つ加えられた。つまり、稲武 13 地区がお役を重ね手作り上げてきた「私たちの山」という意味に、豊田市が実質的に支配下に置くことを意味する「私たちの山」を上書きしようとしたのであった。これに対して稲武の人たちは抵抗したのである。豊田市との合併以降も、稲武 13 地区の人が守りたかったのは、小さな公共の世界が続べる「私たちの山」であった。それは、民俗学者・宮本常一をはじめ、現場に立って議論してきた多くの先達が指摘してきた行政村と旧村落の違い、あるいはそこにおける公共の意味の違いと深い関連性を持っている。哲学者・内山節はそれを次のように表現している。村人にとっての公共は、「みんなの世界のことであり、『公共の仕事』とは、『みんなです仕事』のことであった」(内山, 2005, p. 49)。そして、稲武財産区闘争を通じ筆者が内山氏と同じ感覚を持ったのは、「『公共』と行政とは、むらでは必ずしも一致していないのである。村人の感覚では、行政の前に『公共』があり、行政は『公共』のある部分を代行することはあっても、それはあくまで代行であって、行政イコール『公共』ではなかった」(同上, pp. 49-50) という点である。

この文脈に照らせば、『みんなです仕事』は、財産区有林のお役や寄合などである。それが稲武の人たちにとっての公共であった。そのような行政以前の公共の世界が、稲武町制下では財産区の弾力的運用により担保されていた。あくまで行政は財産区をつくる公共の世界を補完するように舵とりを担い、必要に応じ 13 財産区間の不均衡を是正するような立ち回りを担っていた。まさしく自治を引き立てる名目かつ名裏方である。加えて、公共の仕事の内実たるお役や寄合はバーチャルでありえない。顔の見知った人たちが、熟議しまた共同のかつ直接的に森林にかかわる営為を続けてきた。生きた公共の世界によって、稲武の森林に関するローカルな知恵・技術が世代を超えて引き継がれてきたのである。具体的な関係性を伴わない「広域市域みんなのもの」へと誘導する舵取りを無理強いすれば、具体的な森林へのかかわりを伴った公共の世界は死滅し、官僚的な世界が支配を強める「公共」しか残らない。

地域に軸足を持った真の公共領域の形成

財産区制度はこのような悲劇を招来することのある欠陥の多い制度である。が、同時に完全な公的支配 (旧村落有財産の新市町村への無条件編入) を阻止せんとする明治期の農山村民による徹底抗戦の産物であることを忘れるべきではない。筆者はあえてこのような悲劇も生む財産区制度の中に、真の公共領域の創造を目指すヒントを探し求めるべきだと考えている (三俣・齋藤, 2010)。財産区制度は、「名目は公的管理・実質的管理は地域ベース」であるから、地域を主軸に据えながら、行政はじめ多様な主体が関与する道が開かれている制度であると捉えることができる。それは、他主体に多大な損失を与えるような乱伐などの過剰利用問題にも、放置などの過少利用問題にも対応可能な制度にもなりうる。

共有・共用財がその利用者集団に便益をもたらすという前提条件下で生じる前者の問題について、コモンズ論では、その解決のための制度的条件がかなり細かく提示されてきた (Ostrom, 2009)。しかし、後者の処方箋は今後委ねられた難しい課題である。

第三者との協働を伴う環境資源の共同管理すなわち協治 (井上, 2004) は、過少利用問題に対してこそ果たす役割が大きい。というのも、過剰利用問題は、集団内部でそれを回避するルールやそれを実行する制度供給が起こりうるが、過少利用問題ではそうはいかない。グローバルな林業市場の劇的変化を望めない現状にあっては、従来の森林の価値とは異なる価値の創造や再構築が必要になり、それには衰弱した地域内部を支援・協働する外部者の関与する仕組みを作る、すなわち協治のデザインがより重要な局面を迎えているといえるだろう。

その検討を進める上でも、上述した稲武財産区問題は一定の道筋を示している。それは、行政は財産区 (地域) の自立性を保証し必要な支援策を講じて自治を促し、他方、財産区 (地域) はその地位の正当性を確たるものとすべくお役などに代表される自治的活動を実践し、かつ、他主体とのかかわりを開く積極的な姿勢を持つことが重要となる。近現代の経済社会にあって衰弱してきた小地域の自治たる「共」が「公共」の中に埋め戻されるような資源管理の舵取りがありえるとすれば、それはそういった考えや実践の中に存在するはずである (三俣・新澤編 2017)。

参考引用文献一覧

- 井上真 (2004) 『コモンズの思想を求めてーカリマントンの森で考える』岩波書店
- 三俣学・齋藤暖生 (2010) 「環境資源管理の協治戦略と抵抗戦略に関する一試論：行政の硬直的対応下にある豊田市稲武 13 財産区の事例からー」『商大論集』61 卷(2・3号) (兵庫県立大学経済経営研究所) pp. 151-171.
- 三俣学・齋藤暖生 (2016) 「愛知県豊田市稲武 13 財産区自治の軌跡と課題一条例制定による’自治’回復の諸問題」奥田裕規編 (2016) 『‘田舎暮らし’と豊かさ』日本林業興業社. pp. 65-99.
- 三俣学・新澤秀則 (2017) 『都市と森林』晃洋書房.
- Ostrom, Elinor. (2009) “Beyond Markets and States: Polycentric Governance of Complex Economic Systems.” Nobel Prize Lecture, December 8.
- 内山節(2005) 『‘里’という思想』新潮社.

4. 中野隆生氏『栄光の30年』のパリとその郊外を展望する ―都市空間と住宅問題― (2017年3月13日)

はじめに

20世紀の都市への関心は第二次世界大戦直後から地理学や社会学の領域に見られたが、本格的な都市史研究の出現には1980年代を待たなければならなかった。しかも当面の研究対象年代は、第一次世界大戦前の十数年間や両大戦間期にほぼ限られ、対象とされる地域は圧倒的にパリとその郊外・地方であった。第二次世界大戦の終結以降、20世紀後半の都市は歴史研究の対象になかなかならなかった。1990年代にはいるころから建築・都市計画に着目した研究は増えたが、本格的な都市史研究となると、しばらくのあいだ1997年刊行の戦後都市復興の研究がほぼ唯一の成果であった¹。こういった研究状況に少し変化が訪れ、「栄光の30年」と呼ばれる高度経済成長期の都市実態が歴史的な検証に付されようになったのは、実のところ近々10年ほどのことにすぎない²。これら最近の諸研究に学びながら、以下、高度成長期のフランス（ことにパリ）の都市空間と住宅問題について展望を試みることにしよう。

1 第二次世界大戦後に残された課題

第二次世界大戦直後のパリとその郊外には、19世紀後半～20世紀前半から持ち越された課題がいくつか未解決のままで残されていた。20世紀はじめに結核死亡率を基準にパリ市議会が画定した不衛生区画の全17カ所のうち16カ所の残存³、1920年代以降に撤廃された市壁や建築禁止地域の跡を中心とした郊外におけるスラムの叢生、第一次世界大戦中に導入された家賃統制を契機とした民間住宅建設の停滞⁴などがそれである。2度の世界戦争による甚大な被害を免れたパリとその郊外では、建物したがって住宅の老朽化がことさら進み、増加しつづける人口を収容するだけの住宅はなかった。パリ地方は空前絶後の住宅危機に直面し、劣悪な居住環境が広がっていたのである⁵。

2 都市への眼差しの変化

都市に注がれる眼差しは、第2次世界大戦を境に、大きく転換したが、そこには2つの

¹ Danièle Voldman, *La reconstruction des villes françaises de 1940 à 1954. Histoire d'une politique*, Paris, L'Harmattan, 1997.

² 20世紀後半にかんする歴史研究の遅れは、第1に、研究関心のあり方とその変化に由来するが、公文書の公開までに一定の期間を要する（1979年法の原則30年が2008年に25年と改正された）という現代史特有の事情もかかわっている。

³ 完全に撤去は1カ所、部分的な撤去が1カ所。

⁴ 家賃統制の撤廃は1948年。

⁵ これらの課題は両大戦間期にも認識されており、不衛生区画の解体、市壁跡地の活用、分譲宅地の形成、田園都市の建設などが試みられた。しかし、ほとんどの課題は未解決のままに次代へと引き継がれた。

社会事象が絡んでいた。

ひとつは都市とその郊外における人口増加と極度の住宅不足である。この時点で約 80 年間、ほぼ市域の変更がなかったパリにあって、市内人口はさほど増えなかったが、郊外での人口の増加は顕著であり、復員兵士や甚大な戦災を被った地方の人びとの流入、北アフリカやポルトガルからの流入、ベビーブームによる増加、等々、1950 年代から 1960 年代にかけて増加がつづいた。こうした人口現象は極度の住宅不足へとつながり、とくに 1954 年に粗悪な住居状態のゆえに死者が出て以降、大きな社会的反響を呼び第四共和政政府が対策を打ち出すまでになった。

もうひとつは抗生物質の普及による実効ある結核治療の普及と結核死亡率の低下である。ペニシリンの発見を端緒とする抗生薬の実用化への努力は大戦中もつづけられていたが、戦後になって有効な結核治療法として確立し、結核による死亡者は急減した。このため、結核死亡率を基準に定められていた不衛生区画への関心は後退し、20 世紀初頭からの住宅を結核など病気と関連づける調査方法は放棄された。いまや住宅は「健康適正、衛生、公衆衛生」ではなく、「居住性、快適性、よりよい生活」にもとづいて評価され、もはや不衛生区画ではなく、スラムや住宅設備が重要な問題とされた。都市空間への眼差しは、健康や衛生から解き放たれて、都市の機能や構造を踏まえた土地・空間の有効利用へと向かった。かつてない速度で工場の郊外移転が進み、都心再開発を促す雰囲気は社会に満ちていった。人びとのあいだには開発・再開発を容認する心性が根づいた。こうして、パリ市の内外において、開発・再開発が必要と目される区域は一気に拡大したのである。

3 都市の開発・再開発とパリの変貌—1950 年代後半～1970 年代初め—

新たな社会情勢と法的枠組みのなかで、ほとんど無傷のまま残されていた不衛生区画は、例えば、歴史的建造物の保存といった地区の特性を生かしながら、また包括的な地区再開発に位置づけられつつ、解消されていった。すべての不衛生区画の解消が実現したのは 1970 年代末～80 年代初めのことである。

1950 年代末からは都市の開発・再開発をめぐる制度の整備が進んだ。まず、1958 年には、不衛生住宅を除去する一方で住宅不足に対応するため、優先市街地化区域（ZUP：Zone d'Urbanisation en Priorité）が指定されことになり、500 戸以上の団地の建設には国家助成がおこなわれた。以後、大都市郊外を中心に大規模団地が次々に誕生していく。また、1960 年政令^{デクレ}で定められた総合整備開発計画（PADOG：Plan d'Aménagement et d'Organisation Générale）としてパリ地方都市計画も策定されたが、これはパリ地域圏内外で人口分散をはかって極度の人口集中を抑制し、住宅問題の解決を目指す総合的な計画であった。必要とあれば、そこに ZUP による団地が位置づけられた。

これらの動きと並行して、やはり 1950 年代末、国家の主導するパリ都心 4 地区の大規模再開発計画が起動した。すなわち、パリ西郊 4 コミューン（市町村レベルの自治体）の境界域に広がる農地、工場、スラムの跡地に計画された「ラ・デファンス」La Défense、

パリ 15 区の工場跡地などの再開発である「フロン・ド・セーヌ」Front de Seine、モンパルナス駅を中心とする鉄道敷地、不衛生区画などの敷地を取り込み 14 区と 15 区にまたがった「メーヌ・モンパルナス」Maine-Montparnasse、不衛生区画など劣悪な街区をまとめて高層地区とし、やがて 13 区全体の変貌につながる「イタリー 13」Italie 13 の 4 地区である。事業主体、計画内容、建設開始、等々は個々それぞれであったが、1960 年代には建設が本格化し高層建築が都心に出現した。このような大事業を建築界で領導したのは、誰であろう、中央や地方の政治的・社会的諸権力との結びつきを強めたモダニズムの建築家たちであった。

新たな開発・再開発の枠組みや大規模な国家的な都心再開発を視野にいれながら、パリ地方に 1,300 を超えるコミューンを統括するパリ地域圏連合区 District de Paris⁶が設けられ、有力な行政官僚ポール・デルーヴリエ Paul Delouvrier のイニシアチヴのもと、1965 年にはパリ地方整備・都市計画スキーム (SDAURP : Schéma Directeur d'Aménagement et d'Urbanisme de la Région de Paris)が策定された。そこには、首都圏高速鉄道 (RER : Réseau Expresse Régional)、郊外自動車専用道路、ニュータウンなどの建設が提唱されていた。このうちニュータウンについては、1960 年代末から 1970 年代初めにかけて、全国 9 カ所 (そのうちパリ地方に 5 カ所) で計画、建設が始動した。やがて計画のかなりの部分は実現し、パリとその地方の枢要な社会基盤となった。

1967 年 12 月 30 日、「土地利用の方向付けに関する法」(LOF : Loi d'Orientation Foncière)が成立した。「フランスの都市計画憲章」とも呼びうる同法に即して、整備・都市計画スキーム (SDAU : Schéma Directeur d'Aménagement et d'Urbanisme)⁷、土地占有計画 (POS : Plan d'Occupation des Sols)⁸、土地占有指数 (COS : Coefficient d'Occupation des Sols)⁹、協議整備区域 (ZAC : Zone d'Aménagement Concerté)¹⁰というより具体的な枠組みがつくられた。このうち、ZAC とは、単調な大規模団地を生み出して批判された ZUP (優先市街地化地域) の代わりに導入された開発・再開発の制度的枠組みである。なお、ZUP への批判には、多数の移民を入居者として受け入れたことで、大規模団地の社会的評価が下落したという事情が絡んでいた。

ところで、1964 年には、フランス革命期以来となるパリ地方の行政区画の改編が実施さ

⁶ パリ地方の地域整備、財政支援、事業執行を主導した行政組織。

⁷ コミューンを超える都市圏などの地理的まとまりについて、都市計画の対象か否かなど土地利用の大雑把な性格付け、大規模施設の配置など、空間整備の基本的方針を示す長期的な計画。1983 年 1 月 7 日法で指導スキーム (SD : Schéma Directeur) と改められた。

⁸ SDAU を踏まえてコミューンが、建設の密度・形態、農業空間指定、等々、より細かく土地利用を方向付ける中期的な計画。

⁹ POS で定められた各区域^{ゾーン}にかんし、過密化や計画外土地利用を防ぐために決められた建設密度の指数。

¹⁰ 都市の計画、開発・再開発を、国、自治体、整備担当組織、所有者、住民など諸関係者の協議のうへで推し進める法制度。当面、その適用にあたって、SDAU や POS の尊重は義務づけられなかった。

れた。フランス革命期からつづいてきたセーヌ Seine 県が、パリ市¹¹、セーヌ・サンドニ Seine-Saint-Denis 県、オー・ド・セーヌ Hauts-de-Seine 県、ヴァル・ド・マルヌ Val-de-Marne 県と 4 つに分割され、新設 3 県それぞれには西隣セーヌ・エ・オワーズ Seine et Oise 県の一部の隣接地区が組み込まれた。また、残りのセーヌ・エ・オワーズ県は、イヴリーヌ Yvelines 県、ヴァル・ドワーズ Val d'Oise 県、エソンヌ Essonne 県に 3 区分された。以上の諸県の東に位置するセーヌ・エ・マルヌ Seine et Marne 県は区画変更の直接の対象ではなかったが、同県を含むパリとその地方の行政は大きく変容した。

4 移民とスラム

「栄光の 30 年」とりわけ 1950 年代半ば以降、パリの都心や郊外の一部には高層ビルが出現しはじめたが、時を同じくして移民の流入が激しくなった。それまでパリへの流入民の主流をなしていたヨーロッパ系の人びとは、1950 年代の後半ともなると、フランス植民地の独立の進展を背景に、アルジェリア、モロッコ、チュニジアなどの北アフリカ系移民に取って代わられた。また、サラザール独裁体制のもと植民地の独立を機に経済的疲弊が顕在化したポルトガルからの移民も急増した。パリやその周辺に集まってきたこれらの人びとは、さらに住宅事情を悪化させる要因となり、パリ郊外のあちこちに、建材を持ち寄って自力でスラムをつくりあげていった。1960 年代にはいっても状況の改善はなく、むしろ深刻化した。これら首都の周りに叢生したスラムは、アフリカの諸地域が植民地支配から独立していくなか生じた移民の波をかぶって、高度経済成長期のフランスが見せたもう一つの顔であった。

世界の有力国としての地位を再確立し、高度経済成長を現出させたフランスの指導者はこのスラムの問題を見過ごしていたわけではない。早くも 1950 年代の末、ときのミシェル・ドブレ Michel Debré 内閣はスラムの撤去、仮住居の整備、スラム住民の大規模団地への入居といったかたちで問題解決に着手した。1968 年の五月革命を契機にしてスラムやスラム住民への関心が高まり、また 1973 年にはパリ地方最大のスラムが撤去された。とはいえ、必ずしも完全にスラムが消滅したわけではなかった。

5 ギシャール通達と政策転換—1970 年代—

1973 年 3 月 21 日、国土整備・設備・住宅・交通大臣オリヴィエ・ギシャール Olivier Guichard は通達を出して、より良質な住宅・都市計画を求める声にこたえ、また社会的分離^{セグレガシオン}の拡大を阻止しようとした。大規模団地における同質性・単調さや人間的尺度の喪失は新たな街区が市街地に、新たな住民が地域社会に溶け込むのを阻害するとされた。団地の規模は最大 2,000 戸までとされ¹²、公的しぼりのある適正家賃住宅 HLM が全住戸の 20～50 パーセントを占めるよう定められた。他方で、1973 年、1976 年には、ZAC の事業にお

¹¹ セーヌ県の一部であったパリ市は、改変を機に、単独で県と同格の行政単位となった。

¹² 5 万人未満の都市では 1,000 戸まで。

る POS（中期的土地利用計画）の遵守を義務づける法が制定された。この当時の大統領ジスカール・デスタンは、長大なバール（棒状建造物）、高層のトゥール（塔状建造物）といった建造物・住棟を厳しく批判したが、こういった発言は建築界を席卷するモダニズムへの批判に呼応しつつ、公的住宅政策における大規模団地から戸建住宅・社会住宅への比重の移行を示していた。1968年の五月革命とともに噴出した管理社会批判や、1970年代初めのドル・ショックやオイル・ショックで明確化した冷戦構造の揺らぎと絡みながら、フランスの都市・住宅政策は新たな局面を迎えたのである。もともと、大規模住棟の制限の適用から除外されたニュータウンの建設はその後でも中断されることなく継続された¹³。

おわりに

「栄光の30年」は、都市史上の大きな画期であった。19世紀からの都市観、住宅観は、まったく新しい都市や住宅のイメージに道をゆずったし、人びとの多くは第二次世界大戦後の混乱から立ち直る過程でその新しい都市や住宅を受容した。人びとの住まいにたいする願いは変質し、より良質のものへの希求が高まった。その結果、大都市を中心にかつてない光景が広がり、長く息づいてきた古き良き民衆世界は徐々に後退した。他方において、植民地独立という世界史的趨勢を背景に移民が激増し、都市周辺などにスラムを生み出したが、高度経済成長を担う政府はその解消に注力したから、スラムは社会情勢の変化もあってやがて姿を消した。

ただ、スラムで育まれた移民のコミュニティは、担い手や場所を変えながら存続しつづけたように思われる。ただ、そうした事象を含むその後の展開はミッテラン時代やそれ以降を視野にいれつつ検証されるべきであり、小論の範囲を超えている。また別の課題である。

※ワークショップ「「公共」の動態的原理の解明：制度と歴史の観点から」（2016年度）は、青山学院大学経済研究所の助成を受けました。2015年度に引き続き、貴重な研究の機会を与えて下さったことに、深く感謝します。また、お忙しいなかワークショップでご報告下さった4名の先生方に、深く感謝申し上げます。

¹³ デルーヴリエらの働きかけが功を奏したという。